

# 地域での助け合い活動を されている団体をサポートする 補助金をご活用ください。

“助け合い”とは、住民が行うサロンや訪問による生活援助、見守り活動など、  
住民が互いに行う生活援助の活動、共に運営・参加する通いの場などを指します。



健康体操



配食



訪問による  
生活援助

鎌倉市介護予防・

日常生活支援総合事業に係る

※  
住民主体サービス補助事業は、

この“助け合い”的活動に係る費用に対して  
補助金を交付するものです。



カラオケ

※通所型サービスB、訪問型サービスB



サロン  
(集いの場)



健康麻雀

鎌倉市介護予防・日常生活支援総合事業に係る  
住民主体サービス補助金

補助金の詳細については、お気軽に介護保険課までご相談ください。0467-61-3950

## 補助対象となる 団体の条件

- ①市内に主な活動拠点があること
- ②構成人数が3名以上で、市民が過半数を超えていること
- ③活動日時、実施場所、問い合わせ先を公表できること
- ④鎌倉市から他の補助金などの交付を受けていないこと

## 補助対象事業と補助上限額

事業 (サービスの種別)	活動内容	補助上限額 (月額)
住民主体による 通所型サービス	要支援者等を含む利用者に対し、 趣味活動、交流、会食、体操等を行う 通いの場を提供する事業で利用者数の1割 以上が要支援者等であることが条件	①原則1日2時間以上で 月8日(概ね週2日)以上 活動する場合 <b>30,000円</b>  ②原則1日2時間以上で 月4日(概ね週1日)以上 活動する場合 <b>15,000円</b>
住民主体による 訪問型サービス	要支援者等を含む利用者に対し、 掃除、洗濯、買い物等の生活支援サービス を利用者1名あたり原則月4回以上 提供する事業で利用者数の3名以上が 要支援者等であることが条件	提供回数が月平均延べ 12回以上の場合 <b>10,000円</b>

## 補助対象経費

報 償 費	講師への謝礼など
需 用 費	消耗品費、印刷製本費、修繕費、光熱水費など
役 務 費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費など
備 品 購 入 費	事業の実施に必要な備品等の購入費など
使用料及び賃借料	家賃、会場使用料、資機材の借上料など